

第1951回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和5年3月22日(水) 午前10時開会
午前11時41分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 高田教育長、戸所教育長職務代理者、坂東委員、小林委員、首藤委員、櫻井委員、石井副教育長、古垣教育総務部長、石川県立学校部長、石井市町村支援部長、小谷野教育総務部副部長、阿部教職員課長、田中県立学校人事課長、松本文化資源課長、高津生涯学習推進課長、阿部市町村支援部参事兼小中学校人事課長、小中学校人事課阿部管理主幹
案浦書記長、岩崎書記、原口書記、森田書記
- 4 会議の主宰者 高田教育長
- 5 会 議
- (1) 前回議事録の承認
- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 高田教育長が、首藤委員を議事録の署名者に指名した。
- (2) 議事
- 高田教育長が、第18号議案から第37号議案までの議案を一括して審議する動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、第18号議案から第37号議案までの議案を一括して審議することを決定
- 第18号議案 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則について 上程
第19号議案 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改

正する規則について	上程
第20号議案 産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第21号議案 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第22号議案 定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第23号議案 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第24号議案 学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第25号議案 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第26号議案 技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第27号議案 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第28号議案 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第29号議案 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第30号議案 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第31号議案 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第32号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について	上程
第33号議案 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則について	

上程

第34号議案 学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則について 上程

第35号議案 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について 上程

第36号議案 技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令について 上程

第37号議案 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令について 上程

阿部教職員課長（提案理由、規則等の趣旨、改正の内容、施行期日について説明）

戸所教育長職務代理者 今回の改定が改悪になることはないという理解でいいでしょうか。

阿部教職員課長 そのとおりです。

櫻井委員 定年延長に伴い、退職手当はどうなるのでしょうか。

阿部教職員課長 退職手当につきましては、これまでの60歳で定年退職していた場合と同様の取扱いとなります。

櫻井委員 定年延長により給料が7割となりますが、それはどのように算定されるのでしょうか。

阿部教職員課長 退職手当は、退職時の給料の月額を基礎として算定します。定年引上げに伴い、60歳を超えると給料月額が7割水準となりますが、60歳前の最も高い給料月額も考慮して算定することになります。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第38号議案 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について 上程

田中県立学校人事課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第39号議案 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について 上程
案浦総務課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）
戸所教育長職務代理者 今回の改正で本局付参事と高校改革統括監が設置されま
すが、従来、この業務はどなたがやっていたのでしょうか

案浦総務課長 参事の業務は、現行の組織においては、教育長、副教育長、各部長
が行っています。来年度は、新しい教育振興基本計画が策定されるなど、教育
は大きな変革を迎えていることを踏まえて、関連する業務を統括的に管理する
参事を設置させていただきたいと考えています。高校改革統括監の業務は、現
在は、教育長や部長の指示の下、魅力ある高校づくり課が高校の再編などの業
務を行っています。今後は、学校のより一層の特色化、魅力の発信、再編整備の
円滑な進捗管理をすることが必要となるため、部長級の高校改革統括監を設置
したいと考えています。

戸所教育長職務代理者 そうすると従来各部長が行っていた業務のうち参事の業
務はコントロールタワーになるという理解でいいのでしょうか。また、高校改革
統括監は魅力ある高校づくりの業務を中心に行いますが、従来は、県立学校部
長が責任を持って行っていました。今後は、県立学校部長も関与しながら高校
改革統括監が責任を持ってやるという理解でいいのでしょうか。それとも県立学
校部長はサブの立場でメインは高校改革統括監が業務を担うという理解でいい
のでしょうか。

案浦総務課長 参事については、委員お話のとおり、広い視点で教育局全体をコ
ントロールしていくことを想定しています。高校改革統括監はスタッフ職にな
り、再編整備については、高校改革統括監が教育長を上司として責任を持って
実施します。一方で、魅力ある高校づくりについては、例えば魅力ある県立学
校づくりの方針の改定などは、県立学校部長を助けながら実施していくこと
になります。そのため、高校改革統括監の業務には、教育長から直接に指示を受
けて行う業務と県立学校部長を助けながら行う二つの種類の業務を行っていく

こととなります。

櫻井委員 高校改革統括監という立場は、組織図上だとどこの課にもつながっていないため、特命大臣のような位置付けなのでしょうか。県立学校部については県立学校部長が統括しており、特命の業務に関しては、高校改革統括監が責任を持って行うという理解でいいでしょうか。

案浦総務課長 委員お話のとおりです。高校改革統括監が教育長から命令を受けて行う業務のほとんどが魅力ある高校づくり課の仕事になります。教育長から命ぜられた業務に関しては、魅力ある高校づくり課の職員は高校改革統括監の部下になる形になります。

高田教育長 新型コロナウイルス感染症も5月から5類に移行することもあり、今まで制限の多かった学校生活から元の状態に円滑にできるだけ速やかに戻れるよう総合調整をするため参事を設置したいと考えています。再編整備については、実施方策の第2期を公表していますが、来年度は該当する高校の新校基本計画を策定していく段階になります。また、今後は県立高校を魅力あるものにして、生徒や保護者から希望してもらえる状況をどうしたら作れるのか、県立高校の将来構想等を練るため、高校改革統括監を来年度から設置したいと考えています。

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第40号議案 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則について 上程

案浦総務課長（提案理由、趣旨、内容、施行期日について説明）

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第41号議案 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令について 上程

案浦総務課長（提案理由、現行訓令の内容、改正の内容、施行期日について説明）

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第42号議案 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について 上程
松本文化資源課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容、施行期日について
説明）

戸所教育長職務代理者 博物館の登録などの制度の変更に併せて、国からの援助
や支援もあると思いますが、博物館に対する支援、援助はどのようなものがあ
るか教えてください。

松本文化資源課長 一番大きなものは、補助金になります。施設や設備に対する
補助金ではなく、DXや地域連携の取組を進めるなど博物館の事業に関する国
の補助金が用意されています。我々としても、博物館で利用できるものがあれ
ば、国との間を取り持ち、適切に活用してもらえよう支援をしていきたいと
考えています。

戸所教育長職務代理者 今回の提案の理由の中で、博物館の目的や機能が広がっ
てきたということで、私も博物館は大切な社会教育施設だと考えています。具
体的に埼玉の博物館でどのような補助金を申請していたのか、教えてください。

松本文化資源課長 新型コロナウイルス感染症の感染防止のために必要な物品の
購入について国の補助金を受けました。しかし、先ほど申し上げたDXなど博
物館の事業に関する補助金の申請は今年度はありませんでした。

戸所教育長職務代理者 今年度はないとのことですが、過去10年間の間に受け
たことはあるのでしょうか。

松本文化資源課長 過去10年間の全ては承知していませんが、近年はそのよう
な内容の補助金の申請はありません。

戸所教育長職務代理者 今後は、補助金を積極的に活用する枠組みを同時に構築
してほしいと思います。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第43号議案 埼玉県生涯学習推進指針の改定について

上程

高津生涯学習推進課長（提案理由、改定の趣旨、改定後の指針の概要について説明）

坂東委員 各市町村にも生涯学習に関する組織等があると思いますがどのように連携をしていくのか、教えてください。

高津生涯学習推進課長 生涯学習に関する講座等は、市町村の公民館等で実施していますが、それを行っていく上で県は、市町村の主管課長会議や担当者の会議を行い、他市町村の好事例などの情報提供を行っています。

坂東委員 市町村と、年1回は連携する会議を行っている理解でいいでしょうか。

高津生涯学習推進課長 そのとおりです。また、生涯学習に関する講座は、公民館で実施することが多いため、今年度から新たに公民館の職員を対象とした研修を始め、いろいろな取組を公民館で展開できるように情報提供をしました。

戸所教育長職務代理者 資料3ページの第3章の生涯学習を推進するための方針で柱が三つありますが、それは中教審に基づいて掲げているとのことですが、その下の方策は、埼玉県独自の方策でしょうか。それとも中教審に基づくものでしょうか。

高津生涯学習推進課長 方策については、埼玉県の独自の内容となっています。今回、指針の策定に当たり、10年間の振り返りをしました。10年前に比べると講座の数は増え、内容も様々です。一方で、市町村の担当者から参加者が固定化しているとの声を聞きます。また、県政サポーターのアンケートを見ると、「仕事が忙しくて参加できない」との声があります。以前は、公民館で講座を受講しているのがほとんどでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今は半減しており、自宅でオンライン講座を受けることが増えています。そういった現状を踏まえて、デジタル社会に対応できるオンライン学習を推進するなどの時代に合致した方策等を策定しました。

戸所教育長職務代理者 今までの10年と比べて、これからの10年はもっと変化するスピードは速くなると思います。今回策定された方針と具体的な施策は、見直すタイミングを早くしていかないと世の中の変わるスピードに追いついていかないと。そのため、必ず振り返りをしてほしいと思います。出来

たら1年ごとに振り返りをしてもらいたいと思います。

高津生涯学習推進課長 委員お話のとおり、これからの10年間は様々な変化があると思います。それを把握するためにも市町村の担当者と情報共有を図ってまいります。また、生涯学習審議会は、学識経験者や社会教育の団体の方、経済団体等の第一線で働いている委員で構成されていますので、委員からも意見を頂戴し、時代に合致した指針を考え、場合によっては10年経過する前に見直しをすることを検討していきたいと考えています。

高田教育長 先程の坂東委員の市町村の役割について質問がありましたが、指針の21ページに「市町村に求められる役割」として項目を立てており、「地域課題の解決には、行政と住民が相互に顔が見える距離でのつながりが大切であり、それこそが市町村の強みです。」と記載しています。県としての役割、市町村の役割をそれぞれ果たしながら連携することで、県民全体の生涯学習をこの指針の下に推進していきたいと考えています。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 次回委員会の開催予定について

4月13日(木) 午前10時

<非公開会議結果>

第44号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った県立新座高等学校教諭男性教諭(30歳)に対して、6月間停職する懲戒処分を決定しました

第45号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った川越市立福原中学校男性教諭(26歳)に対して、戒告する懲戒処分を決定しました。

第46号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った東部地区・公立中学校男性教諭(29歳)に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第 4 7 号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った川越市立初雁中学校教諭村山 晶紀（24歳・男）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第 4 8 号議案 教育局等職員の懲戒処分について

非違行為を行った県立文書館担当課長坂野 武（44歳・男）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第 4 9 号議案 教育局等職員の人事について

令和5年度当初教育局等職員の人事異動を決定しました。